

電子的決済手段利用約款

第1条（目的）

この約款は、リビングポイント株式会社（以下、「当社」といいます。）が発行する電子的決済手段にかかるサービスについて規定するものであり、電子的決済手段の保有者は、この約款に従って保有する電子的決済手段をご利用いただきます。

第2条（用語の定義）

この約款において、次の各号に定める用語は、それぞれ以下の定義にしたがいます。

- (1) 「電子的決済手段」とは、当社所定の方法によりお客様に発行され、当社または当社加盟店が提供するサービスメニューのご利用の対価として行使する電子的価値のことをいいます。
- (2) 「会員ウェブサイト」とは、当社のサーバー上においてお客様が保有する電子的決済手段の残高等を管理するためのツールをいいます。
- (3) 「サービスメニュー」とは、当社所定の WEB サイト・メニューブック等に掲載され、当社また当社加盟店が提供する各種の物品販売・役務提供（以下「提供サービス」といいます。）のメニューであって、サービスごとに定められたサービス利用の対価となる電子的決済手段の必要量と引き換えにお客様が利用できるサービスのメニューのことをいいます。

第3条（電子的決済手段の発行方法・有効期限）

1. 当社は、当社の定め対価に応じて電子的決済手段を発行します。ただし、当社は、当社が別途案内するプランに応じてあらかじめ定められた量の電子的決済手段を発行することができます。
2. 電子的決済手段は、会員ウェブサイトにより、電子的価値として残高管理を行います。
3. 電子的決済手段の有効期限は、「資金決済法に基づく情報の提供等」にご使用期限として記載します。

第4条（電子的決済手段の利用方法等）

1. お客様は、当社所定の方法により、お客様が保有する電子的決済手段を電子的決済手段の利用可能残高の範囲内において、提供サービスのご利用の対価として使用することができるものとします。
2. 前項に基づきお客様が電子的決済手段を使用した場合、お客様は、会員ウェブサイトにおいてその利用明細を確認できるものとします。
3. 当社は、お客様による電子的決済手段の使用に関して、原則として領収書等を発行しません。

第5条（電子的決済手段の利用予定日の指定）

1. お客様は、サービスメニューのうち、当社が認めた提供サービスについて、当社所定の方法により、電子的決済手段の利用予定日をあらかじめ指定することができます。この場合であって、利用予定日までに第3項に定める利用予定日の変更または取消がないときは、当社はその利用予定日に決済を行うこととします。
2. お客様が前項により利用予定日を指定した場合には、当社は、その利用予定日が指定された提供サービスの利用量（以下、「予定利用量」といいます。）を会員ウェブサイトに表示します。この場合には、次項に定める利用予定日の変更または取消を行わない限り、予定利用量に相当する残高を他の提供サービスに利用することはできません。
3. お客様は、当社が認めた場合には、当社所定の手続により、利用予定日の変更または取消を行うことができます。
4. 当社は、お客様が第1項により利用予定日を指定した提供サービスの内容が利用予定日までに変更された場合には、速やかにお客様にお知らせします。

第6条（サービスの停止）

1. 当社が次の各号のいずれかに該当すると認定した場合には、お客様に予告することなく電子的決済手段の全部もしくは一部の利用の停止または利用予定日の取消ができるものとします。
 - (1) 電子的決済手段が不正利用されたときまたはその疑いのあるとき
 - (2) お客様が、この約款に違反し、または違反するおそれのあるとき
 - (3) その他やむを得ない事由が生じたとき
2. 前項の定めにより電子的決済手段の全部もしくは一部の利用が停止となり、または利用予定日に取り消されたことによりお客様に不利益または損害が生じた場合でも、当社はその責任を負いません。

第7条（お客様の義務等）

1. お客様は、電子的決済手段の利用に関し当社が調査を行う必要があるときは相応の協力をするものとします。この場合、当社はお客様が届け出た電話番号、メールアドレス等へ連絡することができるものとします。
2. お客様はパスワードの漏洩による不正利用等を防ぐために、適宜これを変更する等して厳重に管理しなければならないものとし、その使用上の誤りまたは第三者による不正使用等により損害が生じても、当社は一切責任を負わないものとします。
3. お客様は、第三者による電子的決済手段の不正利用等を回避するために、必要に応じて、会員ウェブサイト等により、電子的決済手段の利用履歴および利用可能残高を確認するものとします。
4. お客様は、電子的決済手段の利用にあたり、次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 電子的決済手段を違法な目的で利用する行為
 - (2) 電子的決済手段に係る電磁的記録を不正に作出する行為
 - (3) お客様以外の第三者のID・パスワードを不正に使用する行為
 - (4) 当社のサーバーに権限なくアクセスする等不正なアクセスを試みる行為
 - (5) 第三者になりすまして電子的決済手段を利用する行為
 - (6) 意図的に有害なコンピュータプログラム、ウィルス等を当社のサーバーに送信する行為
 - (7) 当社のサーバー上の電子的決済手段に係るデータ、その他の情報を改ざん、消去する行為
 - (8) その他前各号に準ずる行為

第8条（提供サービスへの対応）

お客様が電子的決済手段により決済を行った提供サービスについて、返品、契約不適合またはその他の問題が発生した場合には、お客様と加盟店との間で解決していただくものとします。

第9条（免責）

当社が、相当の注意をもって本人確認を行い、電子的決済手段の行使その他電子的決済手段に係る請求もしくは届出を行ったものとして取扱った場合においては、メールアドレス、電話番号またはパスワードにつき偽造・変造・盗用その他の事故があっても、それにより生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

第10条（電子的決済手段の買取請求の制限）

1. お客様は、次の各号に定める事由に該当する場合を除き、当社に対して電子的決済手段の買取りを請求することはできないものとします。
 - (1) 死亡、物件の売却、海外への転居等により電子的決済手段の使用ができなくなった場合で、当社が認める場合
 - (2) 関連する法令にて認められる場合

2. 前項各号に定める事由によりお客様が電子的決済手段の買取りを請求する場合には、当社は、当社所定の金額により電子的決済手段の買取りを行います。

第11条（約款等の変更）

当社は、この約款を変更することができます。この約款を変更する場合、当社は、当社のウェブサイトにてこの約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生時期を告知します。

第12条（この約款に定めのない事項）

この約款に定めのない事項については、お客様および当社は、誠実に協議のうえ解決を図るものとします。

第13条（裁判管轄）

この約款および電子的決済手段にかかるサービスに関して、お客様と当社との間で紛争が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条（準拠法）

この約款は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

資金決済法に基づく情報の提供

前払式支払手段の名称	はじめの修繕積立ポイント
発行事業者	リビングポイント株式会社
お支払可能金額等	上限はありません。
ご使用期限	発行日より20年間
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先	東京都新宿区西新宿 4-33-4 7 階 電話番号：03-6276-0465
ご使用可能な場所又は施設の範囲	当社および加盟店での物品購入・サービス購入にご利用いただけます。
ご利用上の必要な注意	(1)おうちポイントの発行価額は1円につき1ポイントです。 (2)現金との引き換えはできません。 (3)利用明細の確認およびサービスメニューのご利用は原則会員ウェブサイトからとなります。会員ウェブサイトをご利用しない場合には所定の費用がかかることがあります。
未使用残高のご確認方法	会員ウェブサイトにごログイン後のページでご確認いただけます。
約款等の存在	「電子的決済手段利用約款」が適用されます。

前払式支払手段の名称	ウチモアクーポン
発行事業者	リビングポイント株式会社
お支払可能金額等	上限はありません。
ご使用期限	発行日より 5 年間
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先	東京都新宿区西新宿 4-33-4 7 階 電話番号：03-6276-0465
ご使用可能な場所又は施設の範囲	当社および加盟店での物品購入・サービス購入にご利用いただけます。
ご利用上の必要な注意	(1)所定のハウスクリーニングまたはリペアメニューにご利用いただけます。 (2)現金との引き換えはできません。 (3)利用明細の確認およびサービスメニューのご利用は原則会員ウェブサイトからとなります。会員ウェブサイトをご利用しない場合には所定の費用がかかることがあります。
未使用残高のご確認方法	会員ウェブサイトログイン後のページでご確認いただけます。
約款等の存在	「電子的決済手段利用約款」が適用されます。